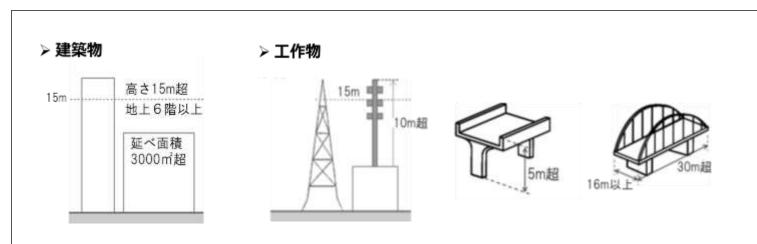
■大規模建築物等の届出制度、景観地区の認定制度

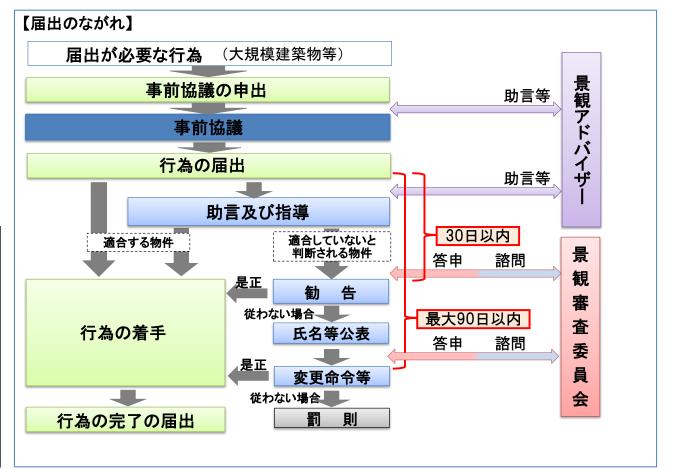
平成 30 年度第 1 回堺市景観審査委員会

1.大規模建築物等の届出

・本市では、大規模建築物等の新築、増築、改築、色彩の変更等をおこなう場合、堺市景観条例に基づく 事前協議、並びに景観法に基づく届出を実施(全市域が届出対象)。

【大規模建築物等の届出の対象】





2.百舌鳥古墳群周辺景観地区の認定申請

・平成28年1月より、「百舌鳥古墳群周辺景観地区」として定め、 建築物の形態意匠の制限について、堺市景観条例に基づく事前協 議、並びに景観法に基づく認定申請を実施。

百舌鳥古墳群周辺景観地区でめ、

【認定申請の対象】

認定申請が必要な建築物		行為の種別	
■古墳近傍景観形成地区	全ての建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を	
■古墳群周辺市街地景観形成地区	大規模建築物	変更することとなる修繕若しくは模様替え又	
	中規模建築物	は色彩の変更	

【建築物の規模による分類】

分 類	大規模建築物	中規模建築物	小規模建築物
高さ	15m を超えるもの	10m を超えるもの	10m 以下
階数	地上6階以上	地上4階以上	地上4階未満
延べ面積	3,000 ㎡を超えるもの	500 ㎡を超えるもの	500 ㎡以下

